

バリアフリー法におけるマスタープラン・ 基本構想について

旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等※が利用する施設が集積している地区において、市町村が**面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すもの**。

具体的な事業化の動きがなくても、市町村全域にわたる方針を示すなど、地域におけるバリアフリー化の考え方を共有することが可能。

※高齢者、障害者等：高齢者、全ての障害者（身体障害者のみならず知的障害者、精神障害者、及び発達障害者を含む。）及び妊産婦等、日常生活又は社会生活において身体の機能上の制限を受ける者は全て含まれる。

○ 移動等円滑化に係る基本的な方針

- ・ マスタープランの位置づけ、マスタープラン作成の背景、移動等円滑化促進地区の特性、マスタープランの計画期間等を記載。

◎ 移動等円滑化促進地区

● 移動等円滑化促進地区の位置・区域

- ・ 移動等円滑化促進地区の位置、地区の範囲、地区の境界設定の考え方を記載。

● 生活関連施設・生活関連経路

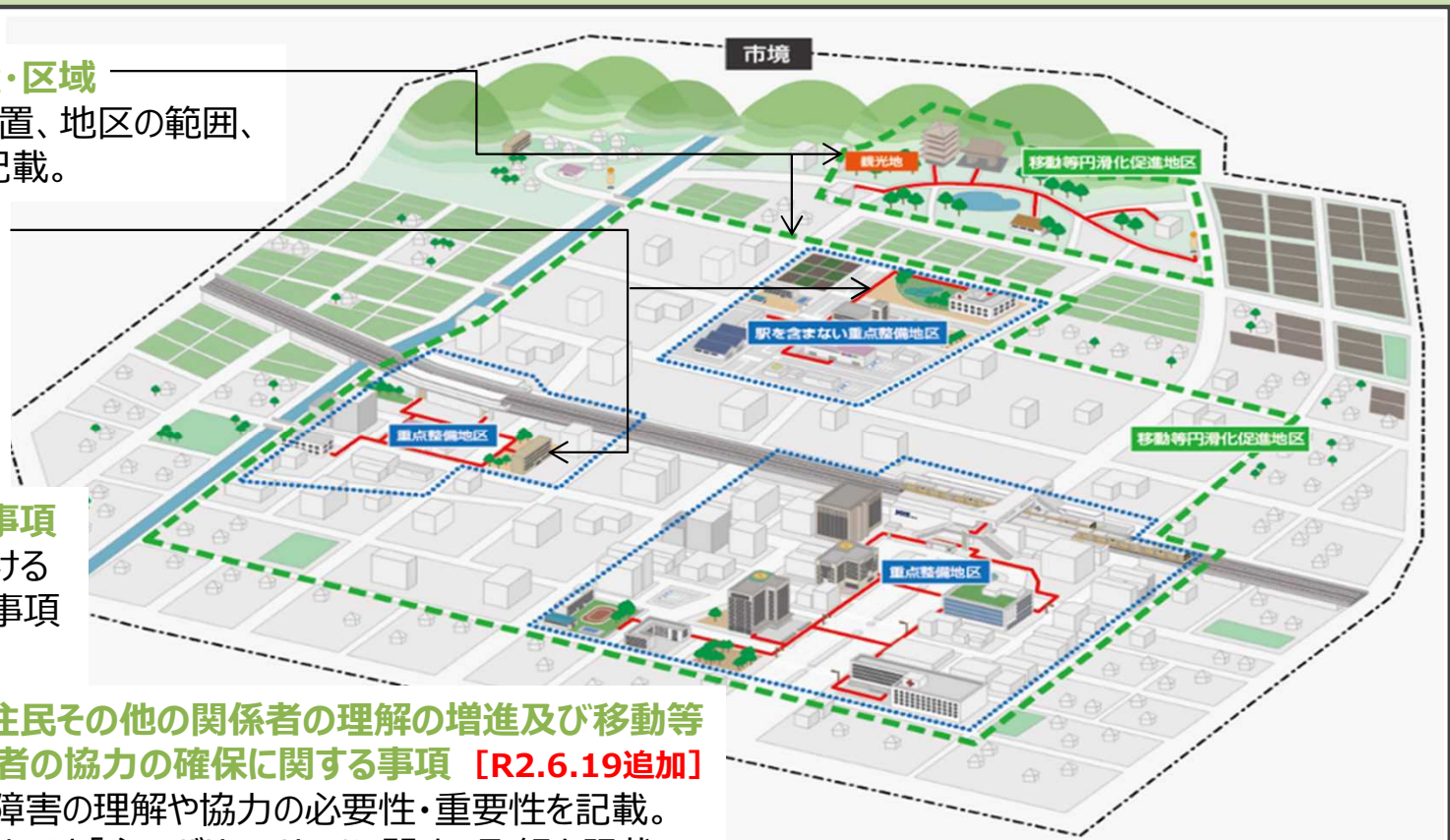
- ・ 生活関連施設、生活関連経路を位置づけ。
- ・ 生活関連施設、生活関連経路に関するバリアフリー化の促進に関する事項を記載。

● 移動等円滑化の促進に関する事項

- ・ 移動等円滑化促進地区におけるバリアフリー化の促進に関する事項を記載。

● 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保に関する事項 **[R2.6.19追加]**

- ・ 住民その他の関係者における障害の理解や協力の必要性・重要性を記載。
- ・ 住民その他の関係者が取り組むべき「心のバリアフリー」に関する取組を記載。



◎ 行為の届出に関する事項

- ・ 旅客施設、道路の新設等の際に届け出る事項を記載。

○ バリアフリーマップの作成等に関する事項

- ・ 市町村の求めに応じて提供すべき情報の内容等を記載。

○ 事業に関する調整の容易化

- 市町村が目指すバリアフリー化の方向性を示すことにより、複数の関係者間で認識が共有され、**事業者による事業化に向けた準備期間を設ける**ことができる。
- 後述の届出制度を通じて事業者との調整が可能となるなど、**段階的な施設のバリアフリー整備が可能**となる。

○ バリアフリーマップ作成等の円滑化

- マスタープランにバリアフリーマップの作成等について明記した場合、各施設の管理者等からバリアフリー化の状況等を報告させることができ、**円滑な情報収集が可能**となる。

対象施設 以下の施設の管理者等に求めることができる

義務：旅客施設、特定道路
努力義務：特定路外駐車場、特定公園施設、特別特定建築物

情報提供の内容

エレベーターの有無
 障害者用のトイレや駐車施設の有無・数 等

バリアフリーマップの作成例(高槻市)

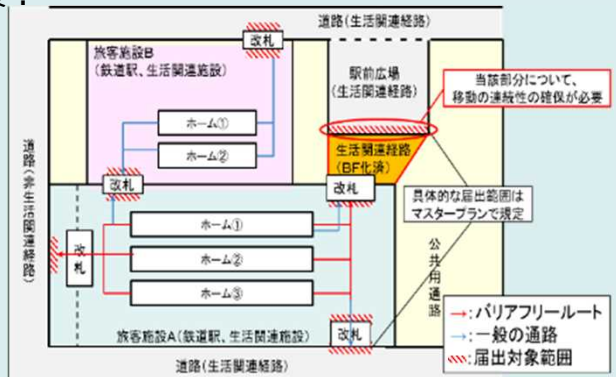


○ 届出制度による交通結節点における施設間連携の推進

- 旅客施設と道路の境界等において改修等を行う場合に、**事前に改修工事の内容等を市町村に届け出**てもらえることが可能となり、連続したバリアフリー化が確保されるよう改修内容を変更する等の要請を行うことができるなど、**施設間の連携を図る**ことができる。

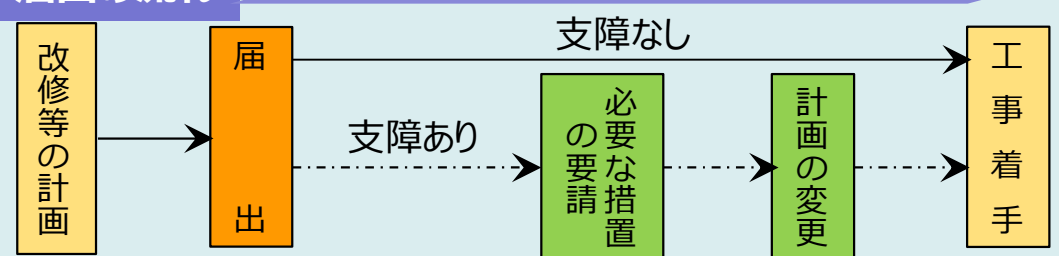
届出対象範囲 以下の施設間の出入口部分が対象

- 生活関連施設である旅客施設：
 - 他の生活関連旅客施設
 - 生活関連経路を構成する道路法による道路又は市町村が指定する一般交通用施設
- 生活関連経路である道路：
 - 生活関連旅客施設
 - 市町村が指定する生活関連経路を構成する一般交通用施設



届出の流れ

工事着手の30日前まで



○ 道路や公園等のバリアフリー化に対する交付金の重点配分

- 道路事業や市街地整備事業、都市公園・緑地等事業等において**歩行空間の整備や公園施設のユニバーサルデザイン化**を図る場合、マスタープランに位置づけられた地区は、社会資本整備総合交付金等の**重点配分の対象**となる。

旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集積している地区において、公共交通機関、道路、路外駐車場、都市公園、建築物等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進するために、市町村が作成する**具体的な事業を位置づけた計画**。基本構想の作成を通じて施設管理者相互の連携・調整を行い、移動の連続性の観点から**面的・一体的なバリアフリー化が可能**となる。

○ 移動等円滑化に係る基本的な方針

- 基本構想の位置づけ、作成の背景、重点整備地区の特性、計画期間等を記載。

○ バリアフリーマップの作成等に関する事項

- 市町村の求めに応じて提供すべき情報の内容等を記載。

◎ 重点整備地区

● 重点整備地区の位置・区域

- 重点整備地区の位置、地区の範囲、地区の境界設定の考え方を記載。

● 生活関連施設・生活関連経路

- 生活関連施設（3以上）、生活関連経路を位置づけ。
- 生活関連施設、生活関連経路に関するバリアフリー化に関する事項を記載。

● 実施すべき特定事業に関する事項

[R2.6.19「教育啓発特定事業」追加]

- 事業内容
 - 対象施設
 - 事業者
 - 整備内容
 - 事業実施時期
- 等を記載。

● 移動等円滑化のために必要な事項

- 重点整備地区におけるバリアフリー化に関する事項を記載。

- ☆ 市街地開発事業との調整
 - ☆ 駐輪施設の整備等の市街地改善
 - ☆ 交通手段の充実
 - ☆ ソフト施策
- 等



○ 既存施設も含めたバリアフリー整備の推進

- 特定事業を設定することにより、既存施設についてもバリアフリー整備の義務化の対象となり、バリアフリー化を推進することが可能となる。

○ 公共施設等適正管理推進事業債（ユニバーサルデザイン事業）の活用

- 基本構想に基づく公共施設等のバリアフリー改修事業等については、一定の要件のもと、公共施設等適正管理推進事業債におけるユニバーサルデザイン事業の対象となる。（充当率：90%、交付税措置率：30%（財政力に応じて最大50%まで引上げ））

対象事業

（総務省作成資料より）

- バリアフリー法に基づく公共施設等のバリアフリー改修事業やその他の公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業

<バリアフリー改修の例>

- …車いす使用者用トイレ等の整備、出入口の段差解消、エレベーターの整備、視覚障害者誘導用ブロックの整備 等

<その他のユニバーサルデザイン改修の例>

- …授乳室や託児室の整備、多言語による案内を行うための施設の整備、観光施設等における洋式トイレの整備 等

【事業イメージ】



デジタルサイネージの整備
事業費：数十万円～数百万円（1台）



多目的トイレの整備
事業費：400万円程度



出入口の段差解消
事業費：30万円程度

○ 公共交通特定事業計画に係る地方債の特例

- 旅客施設におけるバリアフリー整備を公共交通特定事業に位置づけ、国庫補助金の交付対象となる場合に限り、当該事業に助成を行う場合に、地方財政法第5条の規定によらず、地方債の対象経費とすることができる。

○ バリアフリーマップ作成等の円滑化

- 基本構想にバリアフリーマップの作成等について明記した場合、各施設の管理者等からバリアフリー化の状況等を報告させることができ、円滑な情報収集が可能となる。

対象施設

義務：旅客施設、特定道路

努力義務：特定路外駐車場、特定公園施設、特別特定建築物

情報提供の内容

エレベーターの有無、

障害者用のトイレや駐車施設の有無・数

等

○ 道路、公園等及び鉄道駅のバリアフリー化事業に対する交付金・補助金の重点配分

- 道路事業や市街地整備事業、都市公園・緑地等事業等において歩行空間の整備や公園施設のユニバーサルデザイン化を図る場合、基本構想に位置づけられた地区は、社会資本整備総合交付金等の重点配分の対象となる。
- 鉄道駅のバリアフリー化に関する補助制度について、基本構想に位置づけられた鉄道駅の事業は、補助金の補助率嵩上げの対象となる。

公共交通特定事業

ノンステップバスの導入



ホームドアの設置等



道路特定事業

幅の広い歩道の整備



視覚障害者誘導用
ブロックの設置



路外駐車場特定事業

車椅子使用者用駐車区画
の整備等



都市公園特定事業

園路の段差解消
バリアフリートイレの整備等



建築物特定事業

建築物内のエレベーター
設置等の段差解消



バリアフリートイレの整備



交通安全特定事業

音響式信号機
残り時間のわかる信号機



エスコートゾーンの設置



+ R2バリアフリー法改正により、従来のハード整備に関する事業に加え、新たにソフト事業を創設

教育啓発特定事業

(想定される事業)

- ・小中学校におけるバリアフリーに関する教育 (バリアフリー教室)
- ・公共交通事業者における接遇の向上に向けた研修の実施
- ・バリアフリートイレ、鉄道・バスの優先席、鉄道駅等のエレベーターの適正利用に関する広報啓発の集中的な実施
- ・高齢者、障害者等が公共交通機関等を利用する際に直面する困難や必要とする支援について理解するための講演会等

【教育啓発特定事業のイメージ】



小学生による公共交通の
利用疑似体験



タクシー事業者における
ユニバーサルマナー研修

- 高齢者、障害者等が、安心して日常生活や社会生活を送ることができるようにするためには、ハード面の整備だけでなく、高齢者、障害者等の困難を自らの問題として認識し、理解を深め、その社会参加に積極的に協力する「心のバリアフリー」が重要。
- 「心のバリアフリー」に関する取組を、マスタープランや基本構想に明記することによって、ハード・ソフト両面のバリアフリー化の推進を図ることが重要。

<マスタープラン・基本構想における心のバリアフリーの取組事例>

○ 理解を深めるための啓発・広報活動の推進

- ・ バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に関する功績のあった者に対する表彰等による**優れた取組の普及・啓発の促進**
- ・ 高齢者、障害者、妊産婦等の抱える困難やニーズ理解の促進のための**各種障害を対象としたマーク・高齢運転者標識・マタニティマーク等の普及**
- ・ **住民の正しい理解を深めるための啓発・広報活動の実施**

○ 実際の行動につなげるための教育活動の推進

- ・ 支援を必要とする方を手助けできるよう、その方法等を解説した**住民向けマニュアルの作成・普及**
- ・ 児童生徒と障害者等との交流促進や車椅子・アイマスクを用いた体験等による**小学校・中学校・高等学校における教育活動の推進**
- ・ 行政機関や企業等の職員が様々な人の多様なニーズにきめ細やかな配慮と応対をできるようにする**接遇マニュアルや教育プログラムの普及・啓発**
- ・ 公共交通機関等を活用しながら高齢者や障害者等の移動の困難さを疑似体験するとともにサポートの方法について学ぶ**「バリアフリー教室」の開催**
- ・ 障害のない人が当事者と関わりをもつことで障害者の特性を理解できるよう**当事者参加型の教育プログラム（ブラインドサッカーやフロアバレー等）等の実施**

バリアフリー教室の開催事例 <奈良県香芝市・基本構想>

香芝市の基本構想には、平成30年度と令和元年度に開催したバリアフリー教室が記載されており、小学生の参加者にアンケートを実施し、障害に対する理解や気づきが深まったとしています。

車いす体験の様子



バリアフリー教室（香芝市立開屋小学校）アンケート集計結果

日時：令和元年11月8日（金）9時35分～11時30分
場所：香芝市開屋小学校 体育館等
対象者：小学3年生 70名（2クラス）
アンケート回答数：69

問1 今日の授業でお話しした内容は分かりやすかったですか？

わかりやすかった	ふつう	むずかしかった	無回答
50名	14名	5名	0名

- ・ 「むずかしかった」と答えた理由（むずかしかったところ）
- ・ 車いすの人やめがけのふじゆうな人はとてもたいへんだな、と思った。
- ・ 目がみえない体験が、こわかったから。

「心のバリアフリー」に関する記載事例 <岩手県遠野市・マスタープラン>

遠野市のマスタープランでは、マスタープランの根幹となる「基本方針」において「ともに支え合う心のバリアフリーの推進」を最初に位置づけて、理解や協力の重要性や取組の方向性を明示しています。

【基本方針1】ともに支え合う心のバリアフリーの推進

高齢者や障がい者等が安心して日常生活や社会生活が送れるようにするため、施設整備（ハード面）だけではなく、市民一人ひとりがバリアフリーに対して正しく理解し、互いに協力し合う地域社会づくりが重要です。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、バラスポーツをはじめ、障がいのある人との触れ合い等の体験活動を通じて、「心のバリアフリー」を身につけ、すべての人が助け合い、共に生きていく社会（共生社会）を重点的に推進します。

<方向性>

- ・ バラスポーツの体験により、障がい者への理解を深めるとともに、バラスポーツを通して障がいのある人と交流を促し、心の障壁を取り払うように努めます。
- ・ 市民に幅広くバリアフリーへの意識を高めるための「障がい理解教室（研修）」を開催するほか、関係団体等の活動紹介などを市広報・HP等を通じて行い、市民に対する教育活動・学習機会を提供していきます。取組の実施に向けては関係機関との密接な連携を図ります。



- ・ 妊産婦への気配りを促す「マタニティマーク」や障がい者に関するマークなど、各種取組の紹介や市広報・HP等を通じて周知することにより、マナーの向上、日常的に困っている人に自然と手を差し伸べる意識啓発に努めます。

- マスタープラン・基本構想を作成する自治体は、必要に応じて都道府県から必要な助言その他の援助を求められます。
- 都道府県は、市町村の境界を越えた面的なバリアフリー化の調整の仲介等や、他の市町村の作成事例等の提供を行うなど、広域的な見地から支援することが重要です。
- 特に基本構想を作成していない市町村や多様な障害者団体が存在しない小規模市町村に対しては、積極的な関与や都道府県の障害者団体を紹介する等の支援が望まれます。

＜市町村によるマスタープラン・基本構想作成における都道府県の関与＞

○ 市町村が都道府県に期待する主な役割

- ・ 地方公共団体規模別の**先進事例の紹介**
- ・ 基本構想等作成に関する**勉強会やセミナーの開催**
- ・ 基本構想等の作成・見直し時の**財政・人的支援**
- ・ 具体の事業を実施する際の**関係機関等との調整**
- ・ 旅客施設が市町村境界に存する場合などの**広域的な見地からの調整**
- ・ 協議会への参画
- ・ 各施設設置管理者に対する**特定事業計画作成の働きかけ**
- ・ 施設設置管理者としての**意見・協力**
- ・ 県内市町村における**共通運用ルールなどのとりまとめ**

等

(H30「基本構想作成における都道府県の関与の実態把握等に関するアンケート調査」(国土交通省)より)

管内市区町村の作成状況の提供 ＜千葉県＞

都道府県のホームページにおいて管内市町村の基本構想等の作成状況を提供しており、基本構想未作成の市町村等に対して、先進事例を提供する有効な手段となっている。

＜千葉県ホームページより＞



財政的支援＜東京都＞

東京都では、鉄道駅総合バリアフリー推進事業に要する経費の一部を補助する支援事業を行っており、本事業の中で、マスタープラン・基本構想の作成が補助対象となっている。

■ 移動等円滑化促進方針

補助対象者：バリアフリー法第24条の2に規定する移動等円滑化促進方針を策定する区市町村
補助対象経費：促進方針の策定に必要な経費
補助率：国1/2、都1/4、区市町村1/4

国	都	区市町村
1/2	1/4	1/4

→ 地域公共交通確保維持改善事業費補助金
上限額：250万円（国費補助を受ける場合は、国費補助額の1/2以内）

■ バリアフリー基本構想

補助対象者：バリアフリー法第25条に規定する基本構想を策定する区市町村
補助対象経費：基本構想の策定に必要な経費
①補助率：(社会資本整備総合交付金の場合) 国1/3、都1/3、区市町村1/3

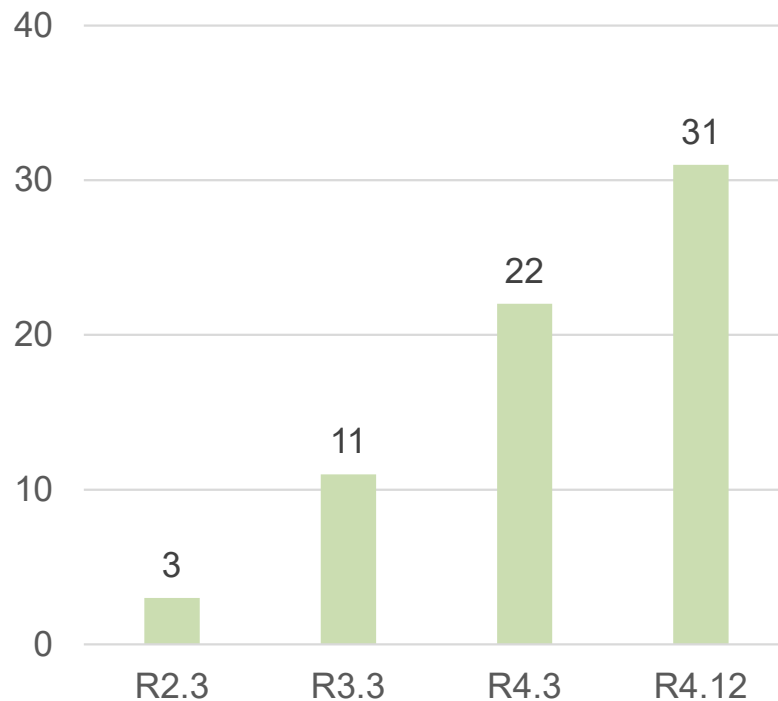
国	都	区市町村
1/3	1/3	1/3

②補助率：地域公共交通確保維持改善事業費補助金の場合
⇒左記、移動等円滑化促進方針と同様

マスタープラン・基本構想の作成市町村数

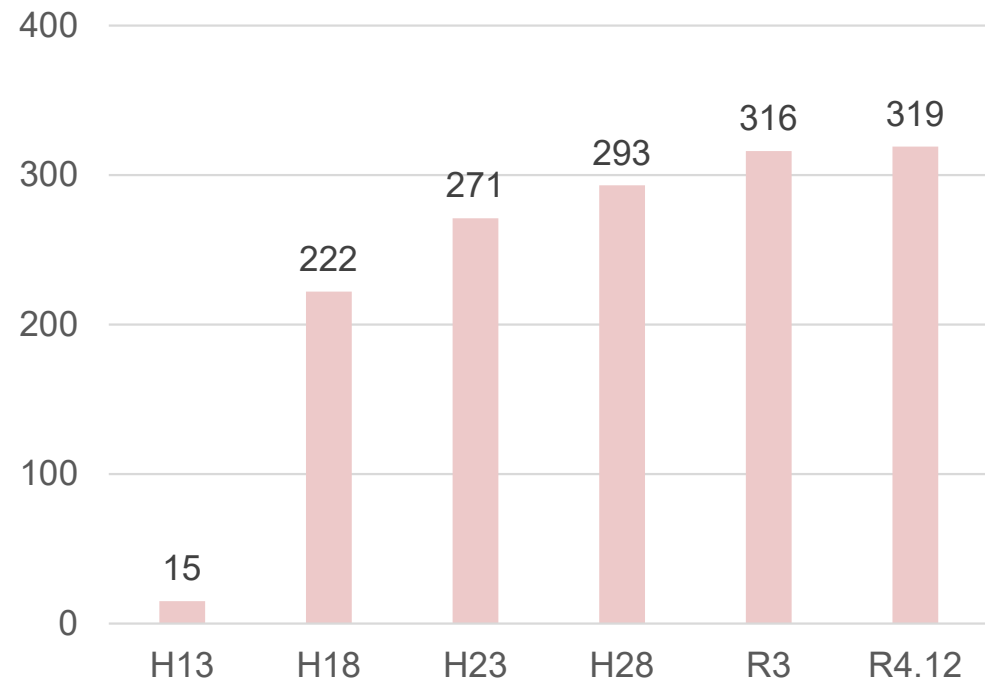
- ハード・ソフト両面でのバリアフリー化をより一層推進していく観点から、マスタープラン・基本構想の作成による面的なバリアフリーのまちづくりの一層の推進を掲げている。

＜マスタープランを作成している市町村数＞



350(基本方針に基づく整備目標)

＜基本構想を作成している市町村数＞



450(基本方針に基づく整備目標)

地域別 移動等円滑化促進方針(マスタープラン)作成状況 (令和4年度末時点)

	北海道	東北	関東	北陸信越	中部
目標値	36	47	69	23	36
作成数	1	7	9	2	1
作成率	0.6 %	3.1 %	2.6 %	1.4 %	0.6 %
	1 / 179	7 / 227	9 / 343	2 / 141	1 / 177
うち市・区の作成率	0.0 %	9.1 %	4.2 %	3.3 %	1.0 %
	0 / 35	7 / 77	9 / 216	2 / 60	1 / 105

	近畿	中国	四国	九州	沖縄
目標値	48	22	19	42	8
作成数	6	3	0	5	0
作成率	3.0 %	2.8 %	0.0 %	2.1 %	0.0 %
	6 / 198	3 / 107	0 / 95	5 / 233	0 / 41
うち市・区の作成率	5.4 %	5.6 %	0.0 %	4.6 %	0.0 %
	6 / 111	3 / 54	0 / 38	5 / 108	0 / 11

	作成数	作成率	うち市・区の作成率
全国	34	2.0 %	4.0 %
		34 / 1741	33 / 815

赤塗り箇所:
全国平均以上

青塗り箇所:
全国平均以下

350(基本方針に基づく整備目標)

地域別 基本構想の作成状況 (令和4年度末時点)

※ブロック内訳は、運輸局と同じ

	北海道	東北	関東	北陸信越	中部
目標値	19	61	119	34	103
作成数	17	14	97	18	44
作成率	9.5 %	6.2 %	28.3 %	12.8 %	24.9 %
	17 / 179	14 / 227	97 / 343	18 / 141	44 / 177
うち市・区の作成率	42.9 %	16.8 %	42.6 %	28.3 %	39.0 %
	15 / 35	13 / 77	92 / 216	17 / 60	41 / 105

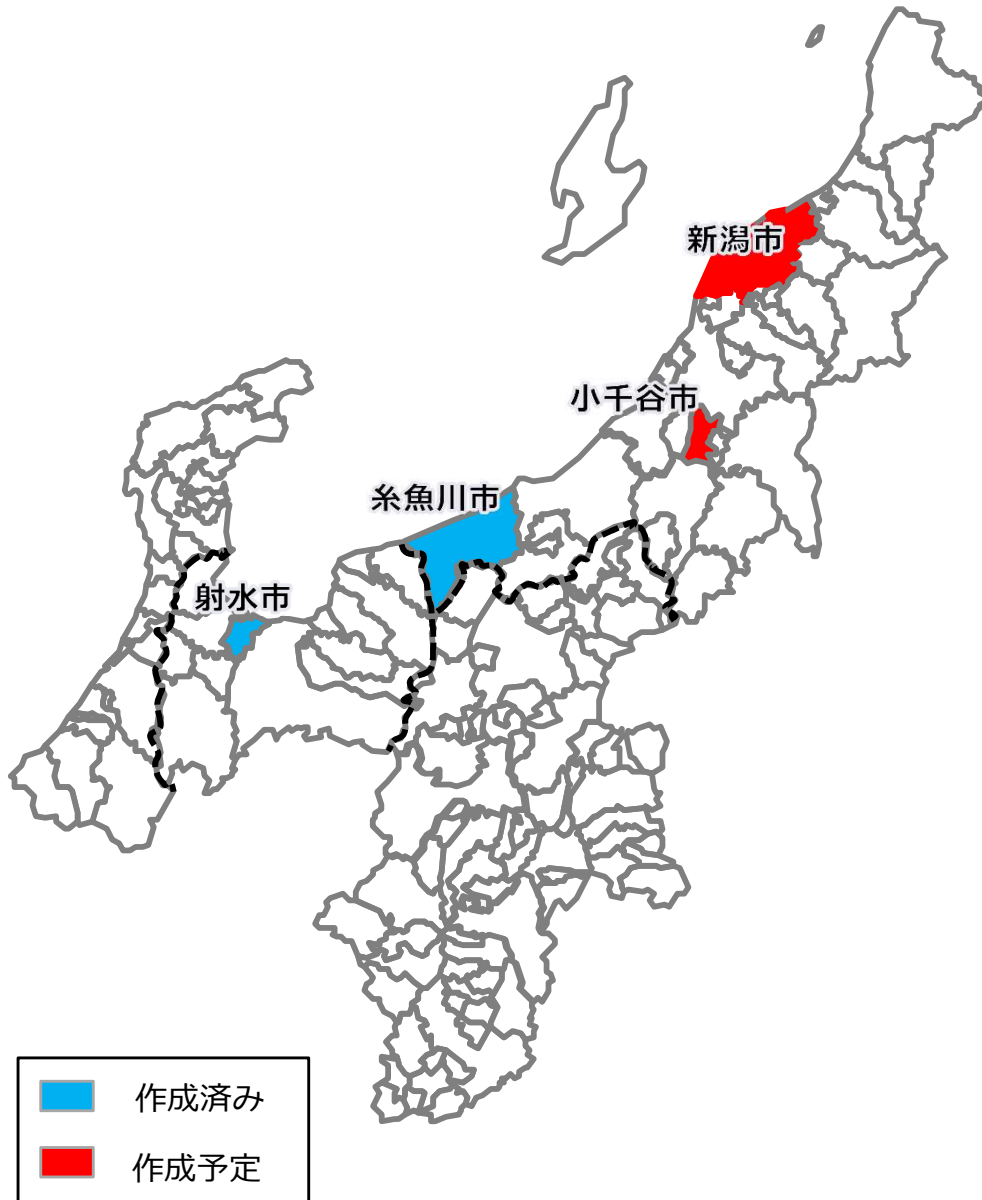
	近畿	中国	四国	九州	沖縄
目標値	109	27	11	32	12
作成数	81	23	6	19	2
作成率	40.9 %	21.5 %	6.3 %	8.2 %	4.9 %
	81 / 198	23 / 107	6 / 95	19 / 233	2 / 41
うち市・区の作成率	64.0 %	38.9 %	15.8 %	15.7 %	18.2 %
	71 / 111	21 / 54	6 / 38	17 / 108	2 / 11

	作成数	作成率	うち市・区の作成率
全国	321	18.4 %	36.2 %
		321 / 1741	295 / 815

赤塗り箇所:
全国平均以上

青塗り箇所:
全国平均以下

450(基本方針に基づく整備目標)



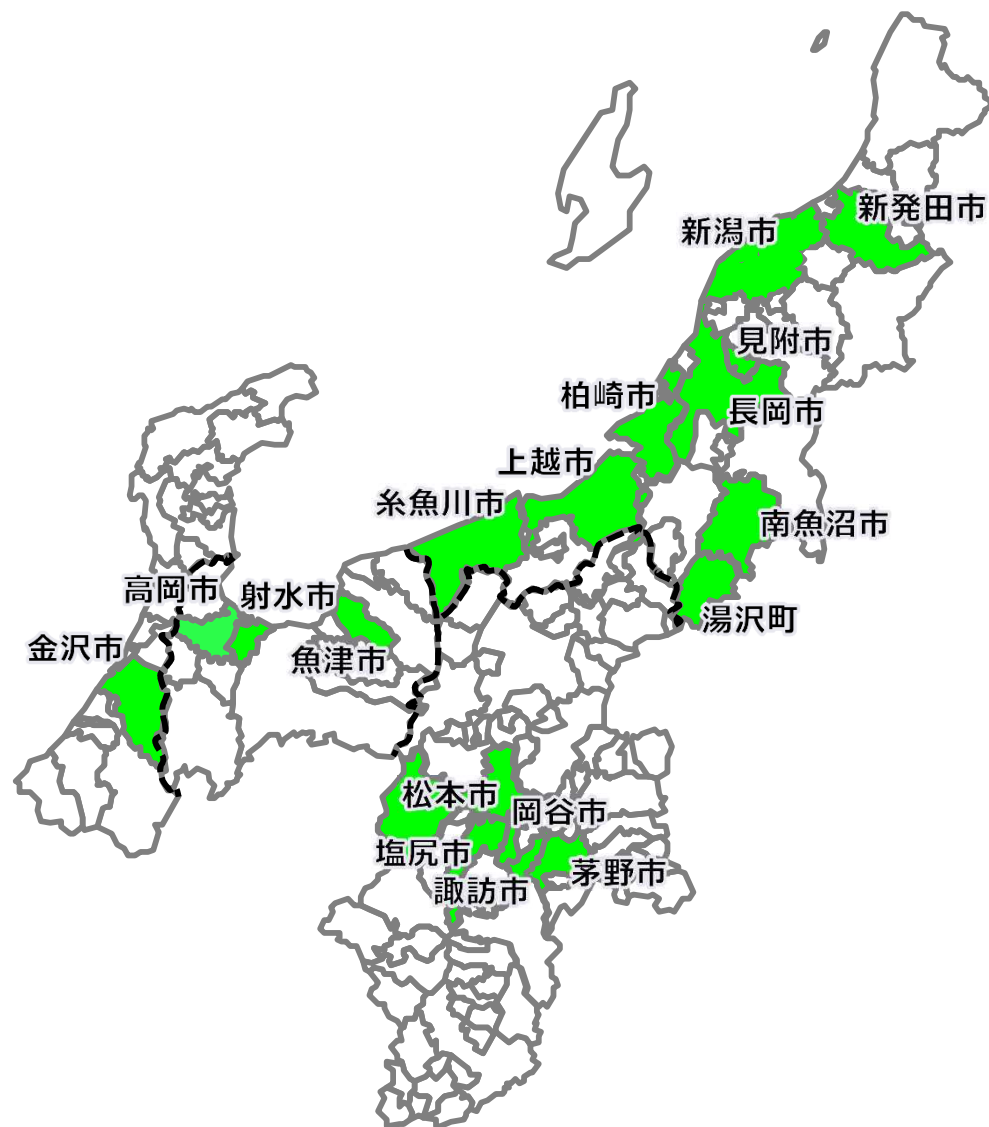
新潟県

市町村名	移動等円滑化促進地区
糸魚川市	糸魚川駅周辺地区 他
新潟市	検討中
小千谷市	検討中

富山県

市町村名	移動等円滑化促進地区
射水市	小杉地区 新湊地区 大門・大島地区

「基本構想」の作成状況（R5年2月末現在）



作成済み

新潟県 9市町

市町村名	重点整備地区
新潟市	亀田駅周辺地区 新潟万代、万代島、 白山、寺尾、内野地区
長岡市	長岡駅周辺地区
糸魚川市	糸魚川駅周辺地区
柏崎市	柏崎駅周辺地区
上越市	高田駅周辺地区
湯沢町	越後湯沢駅周辺地区
南魚沼市	浦佐駅周辺地区
見附市	見附駅東側周辺地区
新発田市	本庁地区

長野県 5市

市町村名	重点整備地区
諏訪市	上諏訪駅周辺地区
塩尻市	塩尻駅周辺地区 広丘駅周辺地区
松本市	松本駅周辺地区
岡谷市	岡谷駅周辺地区
茅野市	茅野駅周辺地区

富山県 3市

市町村名	重点整備地区
射水市	小杉駅周辺地区 越中大門駅周辺地区
魚津市	魚津駅周辺地区
高岡市	福岡駅前地区

石川県 1市

市町村名	重点整備地区
金沢市	金沢駅周辺地区 西金沢駅周辺地区